

鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき鶏卵の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約において「鶏卵」とは、国内において生産された殻付鶏卵であって、一般消費者向けに生食用として販売されるものをいう。 2 この規約において「栄養成分」とは、以下のものをいう。 (1) たんぱく質（アミノ酸等の構成成分を含む。） (2) 脂質（脂肪酸を含む。） (3) 炭水化物 (4) 食物繊維 (5) 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。） (6) 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、ナトリウム、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ヨウ素及びリン (7) ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK及び葉酸 3 この規約において「栄養強化卵」とは、鶏卵の栄養成分の量を増加させる目的をもって鶏の飼料に栄養成分を加えること等により、可食部分（卵黄及び卵白をいう。）について、次の各号のいずれかを満たす鶏卵をいう。ただし、定期的な成分分析により、栄養成分の量が検証されているものに限る。	

公正競争規約	公正競争規約施行規則																																												
(1) 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 12 に掲げる栄養成分については、100 g 当たりの量が、通常の鶏卵（栄養成分が増減されていない鶏卵をいう。以下同じ。）の栄養成分の量に比べて、同表に定める強化された旨の表示の基準値以上増加されていること。 (2) 前項に規定された栄養成分のうち前号の基準によらない場合は、100 g 当たりの量が、通常の鶏卵の栄養成分（特定要素を含む。）の量	(定義) 第 1 条 鶏卵の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する通常の鶏卵の栄養成分の量は、最新の日本食品標準成分表（文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告書）に記載されている数値とする。 2 規約第 2 条第 3 項第 1 号に規定する食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 12 に定める強化された旨の表示の基準値は以下のとおりである。 <table data-bbox="876 757 1369 1899"> <tr> <th>栄養成分</th><th>増加量(100 g 当たり)</th></tr> <tr><td>たんぱく質</td><td>8.1 g</td></tr> <tr><td>食物繊維</td><td>3 g</td></tr> <tr><td>亜鉛</td><td>0.88mg</td></tr> <tr><td>カリウム</td><td>280mg</td></tr> <tr><td>カルシウム</td><td>68mg</td></tr> <tr><td>鉄</td><td>0.68mg</td></tr> <tr><td>銅</td><td>0.09mg</td></tr> <tr><td>マグネシウム</td><td>32mg</td></tr> <tr><td>ナイアシン</td><td>1.3mg</td></tr> <tr><td>パントテン酸</td><td>0.48mg</td></tr> <tr><td>ビオチン</td><td>5 μg</td></tr> <tr><td>ビタミン A</td><td>77 μg</td></tr> <tr><td>ビタミン B₁</td><td>0.12mg</td></tr> <tr><td>ビタミン B₂</td><td>0.14mg</td></tr> <tr><td>ビタミン B₆</td><td>0.13mg</td></tr> <tr><td>ビタミン B₁₂</td><td>0.24 μg</td></tr> <tr><td>ビタミン C</td><td>10mg</td></tr> <tr><td>ビタミン D</td><td>0.55 μg</td></tr> <tr><td>ビタミン E</td><td>0.63mg</td></tr> <tr><td>ビタミン K</td><td>15 μg</td></tr> <tr><td>葉酸</td><td>24 μg</td></tr> </table> 3 規約第 2 条第 3 項第 2 号に規定する栄養成分（特定要素含む。）及びその増加量は、以下のとおりとし、通常の鶏卵の栄養成分の量は、最新の	栄養成分	増加量(100 g 当たり)	たんぱく質	8.1 g	食物繊維	3 g	亜鉛	0.88mg	カリウム	280mg	カルシウム	68mg	鉄	0.68mg	銅	0.09mg	マグネシウム	32mg	ナイアシン	1.3mg	パントテン酸	0.48mg	ビオチン	5 μg	ビタミン A	77 μg	ビタミン B ₁	0.12mg	ビタミン B ₂	0.14mg	ビタミン B ₆	0.13mg	ビタミン B ₁₂	0.24 μg	ビタミン C	10mg	ビタミン D	0.55 μg	ビタミン E	0.63mg	ビタミン K	15 μg	葉酸	24 μg
栄養成分	増加量(100 g 当たり)																																												
たんぱく質	8.1 g																																												
食物繊維	3 g																																												
亜鉛	0.88mg																																												
カリウム	280mg																																												
カルシウム	68mg																																												
鉄	0.68mg																																												
銅	0.09mg																																												
マグネシウム	32mg																																												
ナイアシン	1.3mg																																												
パントテン酸	0.48mg																																												
ビオチン	5 μg																																												
ビタミン A	77 μg																																												
ビタミン B ₁	0.12mg																																												
ビタミン B ₂	0.14mg																																												
ビタミン B ₆	0.13mg																																												
ビタミン B ₁₂	0.24 μg																																												
ビタミン C	10mg																																												
ビタミン D	0.55 μg																																												
ビタミン E	0.63mg																																												
ビタミン K	15 μg																																												
葉酸	24 μg																																												

公正競争規約	公正競争規約施行規則								
に比べて、鶏卵の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定める量以上増加されていること。 (3) 第2項に掲げる栄養成分以外の成分については、施行規則で定める当該成分の基準を満たしていること。 4 この規約において「事業者」とは、鶏卵を生産し又は受け入れて自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に個別に参加するものをいう。 5 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する鶏卵の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 鶏卵及び鶏卵の容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声器による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等に	日本食品脂溶性成分表（文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告書）に記載されている数値とする。 <table border="1" data-bbox="810 405 1449 660"> <tr> <th>栄養成分（特定要素含む）</th><th>増加量 (100 g 当たり)</th></tr> <tr> <td>ヨウ素</td><td>240 μg</td></tr> <tr> <td>ドコサヘキサエン酸(DHA)</td><td>60 mg</td></tr> <tr> <td>α-リノレン酸</td><td>22 mg</td></tr> </table>	栄養成分（特定要素含む）	増加量 (100 g 当たり)	ヨウ素	240 μ g	ドコサヘキサエン酸(DHA)	60 mg	α -リノレン酸	22 mg
栄養成分（特定要素含む）	増加量 (100 g 当たり)								
ヨウ素	240 μ g								
ドコサヘキサエン酸(DHA)	60 mg								
α -リノレン酸	22 mg								

公正競争規約	公正競争規約施行規則
よるものを含む。) (必要表示事項) 第3条 事業者は、施行規則に定めるところにより、鶏卵の容器又は包装に、次に掲げる事項を、外部から見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。ただし、第4号及び第8号に掲げる事項については、施行規則で定める鶏卵に限る。 (1) 名称 (2) 原産地名 (3) 内容量	(必要表示事項の表示方法) 第2条 規約第3条第1項に掲げる事項の表示基準は、次のとおりとする。 (1) 名称 「鶏卵」と記載すること。なお、栄養強化卵にあつては「栄養強化卵」又は「鶏卵（栄養強化卵）」と記載することができる。 (2) 原産地名 ア 国産である旨を記載すること。 イ アの規定にかかわらず、産卵地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。 (3) 内容量 洗卵選別包装施設等における計量時の重量に基づき、包装形態に応じて以下の事項を記載すること。ただし、地方自治体の条例により別に定める場合は、その定めるところによる。 ア 農林水産省規格品（鶏卵規格取引要綱（昭和46年農林水産事務次官通知）に定める鶏卵の取引規格により区分された鶏卵をいう。以下同じ。）の単一種類パック詰めについては、「LL」～「SS」までの区分（以下「卵重区分」という。）及び最軽量の鶏卵と最重量の鶏卵の範囲（以下「卵重範囲」という。） イ 農林水産省規格品以外のパック詰め又は混合規格パック詰めについては、包装される卵重区分、卵重範囲、正味重量のいずれか ウ モールドパックについては、ア又はイに加えて、1パック当たりの個数 エ 農林水産省規格品の単一種類箱詰めにつ

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(4) 等級 (5) 賞味期限 (6) 保存方法・使用方法 (7) 採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所	いては、卵重区分及び正味重量 オ 農林水産省規格品以外の箱詰め、シュリンク包装等については、卵重区分、正味重量又は個数 (4) 等級 鶏卵規格取引要綱に基づく等級を記載すること。 (5) 賞味期限 賞味期限については、次に定めるところにより記載すること。 ア 賞味期限とは、鶏卵の生食が可能である期限とすること。 イ 賞味期限は、次の例のいずれかの例により記載すること。ただし、(イ)及び(エ)から(カ)までの場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目を「0」と記載すること。 (ア) 平成21年6月1日 (イ) 21.6.1 (ウ) 2009年6月1日 (エ) 2009.6.01 (オ) 2009.6.1 (カ) 09.06.01 (6) 保存方法・使用方法 保存方法・使用方法については、次に定めるところにより記載すること。 ア 保存方法については、「お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存して下さい。」等と具体的に記載すること。 イ 使用方法については、「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分に加熱調理してからお召し上がり下さい。」等と具体的に記載すること。 (7) 採卵者又は選別包装者の氏名又は名称及び住所 採卵又は選別包装を行った者の氏名又は名

公正競争規約	公正競争規約施行規則															
(8) 卵重計量責任者の氏名	称及び採卵又は選別包装を行った施設の所在地を記載すること。															
	(8) 卵重計量責任者の氏名 鶏卵規格取引要綱に基づく卵重計量責任者の氏名を記載すること。															
	2 規約第3条第1項ただし書の鶏卵は、同項第4号に掲げる事項にあつては農林水産省規格品の箱詰鶏卵とし、同項第8号に掲げる事項にあつては、農林水産省規格品のパック詰鶏卵とする。															
	3 第1項各号に掲げる事項は、農林水産省規格品においては、次の様式例により表示するものとする。この場合において、賞味期限を他の表示事項と一括して表示することが困難な場合には、賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。															
	[パック詰鶏卵の表示例(生食用の殻付き鶏卵)]															
	<table><tr><td>農林水産省規格 (卵重) 種類</td><td>名 称 原 産 地 賞 味 期 限</td><td>鶏卵 〇〇 年 月 日</td></tr><tr><td>～ g 未満</td><td>採卵者又は選別包装者住所</td><td>〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地</td></tr><tr><td>卵重計量責任者 〇〇〇〇</td><td>採卵者又は選別包装者氏名</td><td>〇〇養鶏場又は 〇〇G Pセンター</td></tr><tr><td></td><td>保存方法</td><td>お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。</td></tr><tr><td></td><td>使用方法</td><td>生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。</td></tr></table>	農林水産省規格 (卵重) 種類	名 称 原 産 地 賞 味 期 限	鶏卵 〇〇 年 月 日	～ g 未満	採卵者又は選別包装者住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	卵重計量責任者 〇〇〇〇	採卵者又は選別包装者氏名	〇〇養鶏場又は 〇〇G Pセンター		保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。		使用方法	生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。
農林水産省規格 (卵重) 種類	名 称 原 産 地 賞 味 期 限	鶏卵 〇〇 年 月 日														
～ g 未満	採卵者又は選別包装者住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地														
卵重計量責任者 〇〇〇〇	採卵者又は選別包装者氏名	〇〇養鶏場又は 〇〇G Pセンター														
	保存方法	お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。														
	使用方法	生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。														
	[箱詰鶏卵の表示例(生食用の殻付き鶏卵)]															
	<table><tr><td>農林水産省規格</td><td>等級 〇〇</td><td>種類 〇〇</td><td>重量 10 kg 詰</td></tr><tr><td>名 称 原 産 地 賞 味 期 限 採卵者又は選別包装者住所 採卵者又は選別包装者氏名 保存方法 使用方法</td><td colspan="3">鶏卵 〇〇 年月日 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇養鶏場又は〇〇G Pセンター お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。 生で食べる場合は、賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビ</td></tr></table>	農林水産省規格	等級 〇〇	種類 〇〇	重量 10 kg 詰	名 称 原 産 地 賞 味 期 限 採卵者又は選別包装者住所 採卵者又は選別包装者氏名 保存方法 使用方法	鶏卵 〇〇 年月日 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇養鶏場又は〇〇G Pセンター お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。 生で食べる場合は、賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビ									
農林水産省規格	等級 〇〇	種類 〇〇	重量 10 kg 詰													
名 称 原 産 地 賞 味 期 限 採卵者又は選別包装者住所 採卵者又は選別包装者氏名 保存方法 使用方法	鶏卵 〇〇 年月日 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇養鶏場又は〇〇G Pセンター お買い上げ後は冷蔵庫(10℃以下)で保存して下さい。 生で食べる場合は、賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビ															

公正競争規約	公正競争規約施行規則	
2 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別回収のための「識別マーク」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 (特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 栄養強化卵である旨表示する場合 栄養強化卵である旨表示する場合には、栄養強化卵の基準を満たす栄養成分が明りょうとなるように、増減又は付加された栄養成分名及び可食部分 100 g 当たりの成分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分量と対比して表示しなければならない。 なお、通常の鶏卵に含まれない栄養成分については、当該栄養成分の可食部分 100 g 当たりの含有量の単位を明記して記載するとともに、通常の鶏卵に含まれない栄養成分である旨を		の入った卵を飲食に供する際は、なるべく早めに、充分に加熱調理してお召し上がり下さい。
	(1) 表示に用いる文字及び色は、見やすい色とすること。 (2) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305 (1962) に規定する 8 ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし表示可能面積がおおむね 150 cm²以下のものにあっては 5.5 ポイント以上の大きさの活字とすることができる(第1項第1号及び第2号の表示を除く)。 (3) 表示しない項目にあっては、この様式中その項目を省略することができる。 (4) この様式は、縦書きとすることができる。 4 規約第3条第2項に規定する識別マークは、特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第2号)に定められた大きさ及びデザインにより表示するものとする。なお、パック容器にあっては、ふた又は本体に一括して、識別マークを表示するものとする。 (特定事項の表示基準) 第3条 規約第4条第1項第1号の規定に基づき、比較対照となる通常の鶏卵の成分量を記載する場合には、最新の「日本食品標準成分表」等の具体的な表示根拠を併記すること。	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
併記すること。 (2) 鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合 鶏・鶏舎等の安全・衛生対策について表示する場合には、当該対策を具体的に表示しなければならない。 なお、他の事業者（この規約に参加しないものを含む。以下第6条第10号及び第11号において同じ。）において通常行われている安全・衛生対策について、特別な対策であるかのような表示を行ってはならない。 2 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 (1) 栄養成分等に関する事項 (2) 鶏卵の栄養成分に関する量の多寡に関する事項 (3) 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品又は栄養機能食品）に関する事項 (4) 表示対象の鶏卵を産卵する鶏に給餌する飼	2 規約第4条第2項に掲げる事項は、次の各号に規定する基準により表示するものとする。 (1) 栄養成分等を表示する場合には、食品表示基準の定めるところによらなければならない。 (2) 規約第4条第2項第2号に掲げる、鶏卵の栄養成分に関する量の多寡（高、豊富、含む、たっぷり、ゼロ、低、減等）を表示する場合（規約第4条第1項第1号に基づき、栄養強化卵である旨を表示する場合を含む。）は、食品表示基準に従い表示しなければならない。 なお、食品表示基準の対象外の成分について、成分量の多寡を強調して表示する場合は、当該成分名及び成分量を明記するとともに、一般消費者が比較しやすいように通常の鶏卵の当該成分の量と対比して表示すること。 (3) 規約第4条第2項第3号に掲げる、特定保健用食品に関する表示については、食品表示基準及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第8条の規定に従い表示しなければならない。 また、機能性表示食品及び栄養機能食品に係る表示については、食品表示基準に従い表示しなければならない。 (4) 規約第4条第2項第4号に掲げる、遺伝子

公正競争規約	公正競争規約施行規則
料（当該飼料の原材料を含む。）について、遺伝子組換えをしていない旨又はポストハーベスト作業をしていない旨の表示に関する事項 （特定用語の使用基準） 第5条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する用語を表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。 (1) 「平飼い」、「放飼い」又はこれらに類する用語 「平飼い」、「放飼い」又はこれらに類する用語については、次の飼育条件を満たした場合に限り、表示することができる。 ア 「平飼い」又はこれに類する用語 鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育した場合。 イ 「放飼い」又はこれに類する用語 平飼いのうち、日中の過半を屋外において飼育した場合。なお、施行規則で定める基準により飼育した場合は、「放飼い（特定飼育卵）」と表示することができる。 (2) 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」又はこれらに類する用語 「地卵」、「地玉子」及び「地たまご」又はこれらに類する用語は、採卵地が属する市、郡の区域内で流通・消費されることが予定される鶏卵その他施行規則で定める鶏卵に限り、表示することができる。この場合には、容器又は包装に採卵地又は施行規則で定める鶏卵であることを示す用語と併せて明記しなければならない。 (3) 「有精卵」又はこれに類する用語 「有精卵」又はこれに類する用語は、成雌鶏	組換え飼料を使用していない旨又はポストハーベスト作業をしていない飼料である旨を表示する場合は、表示対象の鶏卵を産卵する鶏に給餌する飼料（当該飼料の原材料を含む。）について、遺伝子組換えをしていないこと又はポストハーベスト作業をしていないことが証明される場合に限る。 （特定用語の使用基準） 第4条 規約第5条第1号イに規定する基準は、120日齢以降は、1㎡当たり5羽以下で飼育するものとする。 2 規約第5条第2号に規定する鶏卵とは、次のいずれかの基準を満たす鶏卵とする。 (1) 規約第5条第1号に規定する 平飼い又は放飼いによる鶏卵 (2) 地鶏肉の日本農林規格（平成11年農林水産省告示第844号）別表に掲げる品種由来の血液百分率が50%以上の鶏の鶏卵 3 規約第5条第3号に規定する基準は、雌100羽に対して雄5羽以上とする。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
と成雄鶏を施行規則で定める基準により混飼し、自然交配によって受精可能な飼育環境であることが確認された場合に限り、表示することができる。この場合には、雄鶏の割合を明記するとともに有精卵ではない鶏卵が含まれている可能性がある旨（又は有精卵となる確率）を付記しなければならない。 (4) 「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」又はこれらに類似する用語 「特選」、「厳選」、「最高級」、「極上」又はこれらに類する鶏卵の品質の優良品性を強調する用語は、鶏卵を生産又は販売する事業者が、自己の取り扱う鶏卵について、合理的な基準をもって品質等の優良品性を選別して出荷している場合であって、他の鶏卵に比べて品質等において特に優れていることについて、あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り、表示することができる。 (5) 「天然」、「自然」又はこれらに類する用語 「天然」、「自然」又はこれらに類する用語は、「天然卵」、「自然卵」等、卵を直接修飾する表現として使用することはできない。ただし、卵を直接修飾しない表現として使用する場合は、あらかじめ鶏卵公正取引協議会の承認を得ている場合に限り表示することができる。 (不当表示の禁止) 第6条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 (1) 第2条第3項に規定する栄養強化卵の定義に合致しない内容の商品について、当該定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示 (2) 第4条に規定する特定事項の表示基準又は前条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示	(不当表示の類型) 第5条 規約第6条に掲げる不当表示には、次のものが含まれる。 (1) 規約第6条第1号関係 「栄養強化卵」の定義に合致しない内容の商品について、「栄養増加卵」、「強化栄養玉子」等の表示 (2) 規約第6条第2号関係 ア 特定の病原体用のワクチン接種等の特別な安全・衛生対策である場合を除き、他の事業者において通常行われている病原体対策、殺菌方法等について、特別な安全・衛生対策

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(3) 合理的な根拠がないにもかかわらず、第4条に規定する特定事項又は前条に規定する特定用語に類似する表示を行うことにより、当該商品の品質が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (4) 前各号に掲げるもののほか、鶏卵の栄養成分について、事実と相違し、又は、実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (5) 第2号及び第3号に掲げるもののほか、飼料について、事実と相違し、又は、これにより鶏卵の品質が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (6) 第2号及び第3号に掲げるもののほか、鶏、鶏舎、卵等の安全・衛生対策、飼養環境について、事実と相違し、又は、これにより鶏卵の品質が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示	が講じられているかのような表示（「殺菌済卵」等） イ 通常使用することが認められていない抗生物質等について、これを使用していないことを強調する表示（「この鶏卵は抗生物質を使用しません」等） (3) 規約第6条第4号関係 ア 特定の種類の栄養成分が含まれていないにもかかわらず、当該種類の栄養成分が含まれているとする表示 イ 特定の量の栄養成分が含まれていないにもかかわらず、当該量の栄養成分が含まれているとする表示 ウ 栄養成分量の過大な表示（例：「ビタミンE〇mg～〇mg」と表示しているが、実際は恒常的に商品の含有量が下限値の場合） (4) 規約第6条第5号関係 ア 鶏卵の品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず、遺伝子組換え、ポストハーベスト作業をしていない飼料（当該飼料の原材料を含む。）であることにより、鶏卵の品質等が優れているとする表示 イ 鶏に与える飼料に含まれる栄養成分が鶏卵の栄養成分にほとんど反映されないにもかかわらず、これにより、鶏卵の品質等が優れているとする表示 (5) 規約第6条第6号関係 ア 事実と異なる安全・衛生対策、飼養環境、品質管理体制に係る表示 イ 安全・衛生対策を反映した鶏卵の品質の優良性がほとんどないにもかかわらず、これにより鶏卵の品質が優れているとする表示 ウ トレーサビリティが確立されていない

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(7) 原産国・採卵地について誤認されるおそれがある表示 (8) 鶏卵に病気の予防等についての効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示 (9) 当該製品について賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、賞を受け、又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示 (10) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうすることによって、他の事業者に係るものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (11) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (書類等の整備) 第7条 事業者は、第4条に規定する事項又は第5条に規定する用語を表示する場合は、表示の根拠となる鶏の飼育状況並びに鶏卵の管理状況及び出荷販売等の事項について記載し、若しくは記録した書類等を作成し、又はこれらに代わる伝票等を、当該表示に係る鶏卵を出荷した日から1年間保存しなければならない。 (鶏卵公正取引協議会の設置) 第8条 この規約の目的を達成するため、鶏卵公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）	にもかかわらず、確立されているかのような表示 エ その他飼養環境の特徴を反映した鶏卵の品質等における優良性がほとんどないにもかかわらず、これにより鶏卵の品質等が優れているとする表示 (6) 規約第6条第7号関係 事実と異なる採卵地の表示 (7) 規約第6条第8号関係 「〇〇病の予防効果が高い」、「病気が治る」等 (8) 規約第6条第9号関係 「有名シェフ推奨」、「高級ホテル御用達」等当該鶏卵に関する推奨が具体的ではなく、その事実を検証することができない表示 (9) 規約第6条第11号関係 ア 合理的な根拠に基づかない「完全」、「完璧」、「本物」等の表示 イ 事実と異なる「〇〇卵」との表示（〇〇は鶏の種類、固有地域に生息する鶏の名称及び当該地域名、故事来歴を示す地域表示等）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
を設置する。 2 公正取引協議会は、事業者及びこの規約に参加する事業者団体をもって構成する。 (公正取引協議会の事業) 第9条 公正取引協議会は、次の事業を行う。 (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する構成事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者等からの苦情処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (8) 関係官庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。 (会員証紙) 第10条 事業者は、この規約に従い適正な表示をしている鶏卵の容器、包装等の見やすい場所に「会員証紙」を表示することができる。	(会員証紙) 第6条 規約第10条に規定する「会員証紙」の表示は、次のいずれかの方法で行うものとする。 (1) 印刷 (2) シール (3) スタンプ 2 「会員証紙」の表示は次の図柄をもって行う。 3 「会員証紙」の大きさは、直径 10 ミリメートル以上とするものとする。 4 「会員証紙」を表示する事業者は、当該表示に係る容器、包装等を公正取引協議会に届け出るも

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(違反に関する調査) 第 11 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 7 条まで及び前条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5 万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第 12 条 公正取引協議会は、第 3 条から第 7 条まで及び第 10 条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、当該違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者が、これに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第 13 条 公正取引協議会は、第 11 条第 3 項の規定	のとする。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
による措置（警告を除く。）又は前条第1項若しくは第2項の規定による措置を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該構成事業者に送付するものとする。 2 前項の構成事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該構成事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 （規則の制定） 第14条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 附 則（平成21年3月26日認定） この規約は、公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。ただし、第3条、第4条（第2項第3号を除く。）、第5条及び第6条の規定については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。 附 則（平成23年1月21日認定） この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。	公正競争規約施行規則 附 則（平成21年7月21日承認） この施行規則は、公正取引委員会の承認の日から施行する。ただし、第2条、第3条（第2項第3号を除く。）、第4条及び第5条の規定については、告示の日から起算して1年を経過した日から施行する。 附 則（平成23年1月21日承認） この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 附 則（平成24年10月4日承認） この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
附 則（平成 27 年 6 月 25 日認定、平成 27 年 7 月 10 日告示） 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 2 この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者がした表示については、なお従前の例による。 3 施行日から平成 28 年 9 月 30 日までに販売されるものに係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。 附 則（平成 28 年 8 月 30 日認定） この規約の変更は、規則の更新について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。	附 則（平成 27 年 6 月 23 日承認、平成 27 年 7 月 10 日告示） 1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。 2 この規則の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者がした表示については、なお従前の例による。 3 施行日から平成 28 年 9 月 30 日までに販売されるものに係る表示については、この規則の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。